

○デジタル原則を踏まえた磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について（抄）

〔 令和5年12月28日国不動第99号・国参動第61号
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長
国土交通省不動産・建設経済局参事官 〕

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）において、「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める法令の規定の見直しを行うこととされ、磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和5年国土交通省第98号）、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省第8号）及び住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省・国土交通省令第2号）が令和5年12月28日に公布された。これにより、下記のとおり、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和2年国土交通省令第83号）及び住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）が改正され、また、併せて宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）についても所要の改正を行い、同日から施行することとなったので、貴団体におかれでは、貴団体加盟の会員に対する周知・徹底を図られたい。

記

1. 今回の改正の趣旨について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める法令の規定のうち、作成等に関する規定については、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化することに加え、「フレキシブルディスク」や「シー・ディー・ロム」といった具体的な媒体名を定める個別法令の規定については、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」の抽象的規定への見直しを行うことで、記録媒体の規定が先端的技術の活用等の妨げとなる状況や旧式の媒体の使用が強制される状況を一掃することとしたところである。

これを踏まえ、「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める法令の規定のうち、作成等に関する規定については、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、その作成等の方法として「電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」を追加することとし、「フレキシブルディスク」や「シー・ディー・ロム」といった具体的な媒体名を定める規定又は単に「磁気ディスク」といった新たな方式の記録媒体の利用が可能となつていない規定については、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」の抽象的規定に改める等の改正を行った。

5. 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の改正内容について

「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった規定で、新たな方式の記録媒体の利用が可能となっていない規定又は具体的な媒体名を定める規定について、「電磁的記録媒体」の抽象的規定に改める改正を行った（第23条第2項第4号口、第27条第2項及び第3項、第32条第1項第2号、第34条第1項第2号、第38条第2項及び第3項、第40条第2項第2号、第4項第2号及び第7項第2号、第49条第2項及び第3項）。